

令和 年 月 日

1. 設置に際して、貴重品等はあらかじめ保管してください。
2. 転倒防止器具の取付作業は、原則として厚木市が委託する者（以下「受託者」という。）が行います。
3. 転倒防止器具を設置する家具の天板上部及び周囲は、取付作業前に整理し物品等を置かないようにしてください。また、家具等の移動は行いません。
食器棚の食器は、作業が行いやすいようにあらかじめ移動しておいてください。
4. 家具及び住宅の構造により転倒防止器具の設置ができない場合があります。
5. 引越及び家具の移動による転倒防止器具の取外し及び再取付けは、申込者の負担で行ってください。
6. 転倒防止器具の取付作業は十分に注意して行いますが、作業時に生じた家具及び住宅の損傷につきましては、厚木市及び受託者は一切責任を負いませんので、御了承ください。
7. 転倒防止器具を取付けても、地震その他の災害により家具が転倒する場合がありますので、日頃から地震対策には十分に御注意ください。
8. この申請書に記載された住所・氏名等の個人情報、この事業の実施のためのみに使用します。